

市立岸和田市民病院の院内感染対策指針

1．院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2．院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、院内感染から患者を守ること。医療環境で医療従事者と訪問者、その他の人たちを院内感染から守ること。そして可能なときはいつでも、可能な限り対費用効果の高い方法で と を達成することである。

医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に迅速に対応することを目指す。また、院内感染が発生した事例については、速やかに評価して感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明しこれを改善して行く。更に、院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の平均的な医療水準の安全性を確保する。そして、患者に信頼される医療サービスを提供して、医療の質の向上に寄与することを基本姿勢とする。こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

3．院内感染対策のための委員会

定例開催は、原則として毎月第2月曜日の17時30分に関き、ICTや他の部門からの院内感染の報告および対策の提案について検討し、具体的対策を委員会決定する。それを、院長及び幹部会の承認のもと実行に移す。その他、重大で緊急性を有する問題が生じた場合は、委員長の判断で臨時に召集する。また、抗菌剤の適正使用について検討を行い薬事委員会に対し勧告を行う。

1) 院内感染対策委員長の役割：院内感染対策委員会の実務の責任者。

具体的内容

- (1) 同委員会での討議事項を院長及び幹部会に報告する。
- (2) 同委員会に集約された情報や、決定された改善策を種々の委員会・医局会などで伝達する。
- (3) 感染管理上の問題点について他の委員会の協力が必要なとき、そのコーディネートを行う。

- (4) 緊急的事項（社会的な感染上の問題）が生じた場合、必要メンバーを招集し対応する。
- (5) 院内感染に関して調査権を有し、必要に応じ関係者を招集し調査する。

4．院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

- 1) 全職員対象に研修会を年に2回以上定例開催する。この研修会では院内感染対策に関する教育と実習とを行う。
- 2) 必要な場合に、個別、部署単位、全職員を対象に研修会を開催する。
- 3) 院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会の開催情報を広く告知し、参加希望者を支援する。

5．感染症の発生状況の把握と院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) ICT：院長直轄のチームであり、感染対策に関する決定事項について院長の許可を得て病院内で一定の権限をもち、医療現場の感染に関する情報収集・指導・教育を行い、院内感染対策委員会に対しさまざまな結果報告や種々の提言を行う。

【ICTの権限】

- (1) 院内感染に関して調査権を有し、医療従事者に対し勧告することができる。
また、この勧告に従わない医療従事者は委員会を通じ院長に報告する。
 - (2) 抗菌剤の使用などに関して委員会の方針に従わない者に対し指導できる。
 - (1) 院内感染の現状を把握するシステム
 - 検査部による病院疫学情報の把握と提供
 - a.検査室：病院全体としての各種菌の検出状況や薬剤感受性成績パターンを病院疫学情報として把握し情報を提供する。
 - 病院における院内感染監視サーベイランス
 - a.サーベイランスを行う場合、感染対策委員会において、目的・対象・期間などについて討議し承認を得て行うものとする。
 - b.感染報告書の把握。(院内感染上問題となる菌検出時、感染報告書を必ず提出するよう徹底させる)
 - c.病棟・外来の感染症発症の確認：発熱・炎症反応などの症状・細菌検査結果などから感染症を確認する。
 - 事務局による院内環境調査情報の提供
 - a.清潔区域については、定期的(1回/年)に空調システムの状況調査を行う。また、適宜実施される各部署の環境調査結果を提供する。
- (2) 院内感染の対策および防止のためのシステム
 - ICTによるコンサルテーション・感染対策指導

- a.分離菌の起炎性や病原性などについて指導を行う。
 - b.薬剤感受性試験に基づく適正な抗菌薬の投与方法の指導を行う。
 - c.隔離や逆隔離などについての指導を行う。
 - d.院内環境汚染や保菌者の処置についての指導を行う。
 - e.院内各部において実施されている感染対策あるいは感染予防処置の評価・指導を行う。
 - f.院内感染上の相談窓口となり、問題点に対し相談を受け、指導・助言を行う。
- 感染対策マニュアルの整備と感染対策の標準化。

職員教育：年間 2 回、全職員を対象とする院内研修会を行う。（出席状況を個別にチェックし欠席者には補習を行う）

患者・家族への説明：院内感染について患者本人やその家族に、所定の書面で十分な説明を行い、同意を得る。主治医の説明だけでは不十分な場合は感染対策マネージャーや ICT メンバーも一緒に立会い、十分な説明を行う。

感染管理上適正な院内環境の保持。

上記院内感染の現状把握と院内感染の対策および防止を目的に ICT メンバーは毎週定時に現場のラウンド（4 回 / 月）を行う：医師 1～2 名・看護師 1 名・事務局員やその他医療スタッフ 1 名を 1 グループとし、該当する病棟の感染対策マネージャー（不在時は病棟師長または主任）はラウンドに同行し報告書にて委員会に報告する。感染管理上栄養状態に問題がある患者については、NST にコンサルテーションを依頼する。

ラウンドの結果や感染管理の注意事項・伝達事項などを KIC ニュースに記載し病院職員に伝え、周知・徹底につなげる。

（3）国内外の感染情報の収集を行い、当院での感染管理につなげるためのシステム

- （1）事務局は厚生労働省など行政機関の情報収集に努め委員会に速やかに提供する。
- （2）薬剤部・検査部は情報収集に努め委員会に速やかに報告する。
- （3）上記情報について、当院での感染対策上参考になるものを検討し、感染対策の改善を計画し実施する。

2）薬剤部：消毒剤や抗菌剤の安全で適正な使用方法や院内感染制御における具体的かつ確実な情報を院内感染対策委員会・ICT に提供する。

具体的内容

- （1）抗菌剤の使用動向。
- （2）消毒薬の適正使用。
- （3）感染症に関する情報の収集・提供。
- （4）消毒剤や化学抗菌剤の経済性についてのアドバイス。
- （5）抗菌剤の不適正使用の可能性がある場合の報告。

MRSA を対象とする抗菌剤(バンコマイシン・テイコプラニンなど)を使用する場合、細菌検査の実施後使用が確認する。細菌検査未実施の場合 ICT に報告する。

3）細菌検査室：提出された検体から病原微生物の検出状況や薬剤感受性パターンの動向

を把握するとともに、新たな耐性菌の早期検出等を行い院内感染制御における具体的かつ確実な情報を院内感染対策委員会・ICTに提供する。

具体的内容

- (1) 臨床材料からの病原体の分離・同定・薬剤感受性試験を行い、感染管理上問題のある菌検出時は速やかに、ICT(ICN)・病棟・主治医に報告する。
- (2) 検査データの蓄積と解析・およびその報告。
- (3) 汚染部門や問題発生の可能性のある場合の報告。
- (4) 感染症一般に関するアドバイス。
- (5) 医療従事者に対する教育。

4) 感染対策マネージャー：各部署および各診療科の代表である。ICTスタッフ機能として、院内感染対策について現場(当該医療現場での指導権限を有する)での実践・指導・評価を行い、日常的な感染防止対策実践を行う。

具体的内容

- (1) KIC ニュースや感染情報を職場に伝達する。
- (2) 現場で院内感染上問題となる菌検出時は、感染報告書を必ず提出するように主治医を指導する。
- (3) 感染患者を把握し、易感染患者と同室になっていないか点検する。
- (4) 感染対策マニュアルに基づく医療と看護ケアの徹底と点検。
- (5) 日常的な感染防止対策を行う。(環境整備の点検指導・清潔と不潔区域の点検指導・衛生的手洗いの徹底・防護用具使用の点検指導・滅菌物の点検・隔離病室での処置の適切さの点検指導・消毒剤や薬剤の使用期限点検など)

5) 該当する病棟の感染対策マネージャー(不在時は病棟師長または主任)はICTのラウンドに同行する。

6) ICTマネージャー(ICN)の役割

- (1) ICTの調整役として、また、リーダー的な役割を担い必要時ICTに指導・教育する。
- (2) 専門家として、院内横断的にサーベイランスを行う。
- (3) 全病院職員に対してコンサルテーションを行う。
- (4) 具体的内容

検査室からの連絡で、多剤耐性菌検出患者と血液培養要請者のラウンド調査をおこなう。

問題事例をICTメンバーに報告する。

毎月のICC会議の議案調整

コンサルテーション

感染防止技術指導

各専門看護師・認定看護師と調整し感染管理上の問題を解決する。